

曾於市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱

令和6年3月27日

告示第38号

(趣旨)

第1条 この告示は、子育てを行う家庭や地域の子育て活動を支援し、児童福祉の向上に資するため、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第14項の規定に基づき、依頼会員と援助会員が行う相互援助活動を支援する曾於市ファミリー・サポート・センター事業(以下「事業」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 依頼会員 地域において育児の援助を依頼したい者をいう。
- (2) 援助会員 地域において育児の援助を行いたい者をいう。
- (3) 相互援助活動 依頼会員と援助会員が行う相互援助活動をいう。
- (4) 会員 依頼会員、援助会員及び依頼会員と援助会員を兼ねる両方会員をいう。
- (5) 講習会等 会員に対して相互援助活動に必要な知識を得るために実施する講習会等をいう。
- (6) 子ども 生後3か月から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者をいう。

(実施主体)

第3条 事業の実施主体は、曾於市とする。ただし、事業の効果的な運営を図るため必要があると認めるときは、ファミリー・サポート・センター(以下「センター」という。)の運営を社会福祉法人等に委託することができるものとする。

(センターの業務)

第4条 センターは、アドバイザーを置き、次に掲げる業務を行う。

- (1) 会員の募集、登録その他の会員の組織に関する業務
- (2) 相互援助活動の調整に関する業務
- (3) 講習会等に関する業務
- (4) 会員が相互に交流を深め、情報交換を行う場を提供するために実施する交流会に関する業務
- (5) センターの広報に関する業務
- (6) 関係機関との連携及び連絡調整

(7) 前各号に定めるもののほか、事業の目的を達成するために必要な業務

2 アドバイザーは、業務上知り得た個人情報や他人の家庭の情報等を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(業務時間及び休業日)

第5条 センターの業務時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 センターの休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

(会員の要件)

第6条 依頼会員は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 市内に住所を有する者又は市内の事業所に勤務する者

(2) 子どもを養育している者

(3) センターが実施する説明会に参加した者

2 援助会員は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 市内に住所を有する18歳以上の健康な者

(2) センターが実施する講習会等を受講し、育児の支援を行うことができる者

(3) 会員の登録に関しては、年度ごとに更新・整理するものとする。

(入会)

第7条 センターに入会しようとする者は、曾於市ファミリー・サポート・センター入会申込書（様式第1号）をセンターに提出し、その承認を受けなければならない。

2 センターは、前項の承認を受けた会員に対し、曾於市ファミリー・サポート・センター会員証（様式第2号）を交付するものとする。

(保険)

第8条 センターは、相互援助活動中の事故に備えるため、子育て援助活動補償保険に加入するものとする。

2 前項の保険の加入に要する費用は、センターが負担する。

3 会員は、相互援助活動中に事故が発生した場合は、直ちにセンターに報告しなければならない。

(退会等)

第9条 会員は、センターを退会しようとするときは、曾於市ファミリー・サポート・センター退会届（様式第3号）をセンターに提出するととも

に、第7条第2項の規定により交付された会員証を返還しなければならない。

2 事業の目的にそぐわない行為又は支障があると認められたときは、第7条第1項の規定による承認を取り消すことができる。

(相互援助活動の内容)

第10条 援助会員が行う相互援助活動は、次に掲げるものとする。

- (1) 保育施設の保育開始時間まで子どもを預かること。
- (2) 保育施設の預かり時間終了後、子どもを預かること。
- (3) 教育・保育施設等への子どもの送迎を行うこと。
- (4) 放課後児童クラブ終了後、子どもを預かること。
- (5) 学校の放課後、子どもを預かること。
- (6) 冠婚葬祭又は学校行事等の際に子どもを預かること。
- (7) 依頼会員が外出する際に子どもを預かること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、依頼会員が仕事と育児を両立するために必要な援助。

2 援助会員が子どもを預かる場合は、会員の居宅、地域子育て支援拠点施設その他子どもの安全が確保できる場所において行うものとし、援助会員及び依頼会員双方の合意により決定する。

3 相互援助活動は、原則として午前7時30分から午後7時までとする。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。

(相互援助活動の実施等)

第11条 依頼会員は、育児の援助を必要とするときは、センターに申し込むものとする。

2 センターは、前項の申込みを受けたときは、依頼会員が希望する日時及び援助内容等を曾於市ファミリー・サポート・センター援助依頼受付・結果記録簿(様式第4号)に記入し、援助会員との調整を行うものとする。

3 会員は、相互援助活動に先立ち、十分な打合せを行い、曾於市ファミリー・サポート・センター事前打合わせ書(様式第5号)を作成するものとする。

4 相互援助活動は、第1項の申込みの内容及び前項の事前打ち合わせの範囲内において、会員の主体的な合意と責任のもとに行うものとする。

5 会員は、前項の合意が整わないときは、相互援助活動を行わないものとする。

6 援助会員は、複数の依頼会員に対し同時に相互援助活動を行うことが

できないものとする。

- 7 会員は、相互援助活動中に発生した事故等により争いが生じた場合においては、当事者である会員相互間で誠意をもって解決しなければならない。

(報酬等)

第12条 依頼会員は、相互援助活動が終了したときは、援助会員に対し、別表に定める基準に従って報酬を支払うものとする。

- 2 交通費、食事(ミルク)・おやつ代、おむつ代等については、依頼会員が実費を支払うものとする。

(報告)

第13条 援助会員は、相互援助活動を行ったときは、曾於市ファミリー・サポート・センター援助活動報告書(様式第6号)に活動の記録を記入し、依頼会員の確認を受け、センターに提出するものとする。

(会員の責務)

第14条 会員は、相互援助活動により知り得た個人情報や他人の家庭の事情等を他に漏らしてはならない。センターを退会した後も、同様とする。

- 2 会員は、本事業を政治、宗教又は営利等の目的に利用してはならない。

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別表(第12条関係)

時間区分	報酬基準額
月曜日から土曜日までの午前7時30分から午後7時まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までの日を除く。	1時間当たり 600円

備考

- 1 基準額は、子ども1人につき上記の金額とし、相互援助活動が1時間満たない場合は、1時間とみなす。
- 2 相互援助活動が1時間を超える場合は、超過時間10分ごとに100円を加算した額とする。
- 3 兄弟姉妹など同一世帯の複数の子どもを預かる場合の報酬は、2人目から基準額の半額とする。
- 4 相互援助活動の時間は、援助会員が相互援助活動を開始したときから、

依頼会員又は依頼会員が指定する者へ子どもを引き渡したときまでとする。

- 5 相互援助活動の取消しを行う場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を取消料として、当該取消しを申し出た会員が支払うものとする。ただし、会員双方の合意によるときは、この限りでない。
 - (1) 前日までの取消し 無料
 - (2) 当日取消し 上記基準により算定された報酬額の半額
 - (3) 無断取消し 全額
- 6 自動車を使用しての送迎は、1 km当たり37円を加算するものとする。

様式第1号（第7条関係）

曾於市ファミリー・サポート・センター入会申込書

年 月 日

曾於市長 宛て

曾於市ファミリー・サポート・センターへの入会を次のとおり申し込みます。

会員種別	依頼会員・援助会員・両方会員		
ふりがな 氏名		住所	〒
連絡先	電話番号	FAX番号	
生年月日	年 月 日 (歳)	性別	男・女
仕事の有無	有・無	勤務先	電話番号
		雇用形態（フルタイム・パート）、自営業、その他（ ）	
緊急連絡先	氏名	続柄（ ）	電話番号
同居家族	配偶者	有・無	
	子ども	人 (歳)	(歳) (歳) (歳)
	他	人	

※依頼会員・両方会員

援助の 必要な 子どもの 状況	(ふりがな) 名前	性別	生年月日	園名・学校名 など	注意事項 (既往歴・アレルギー等)
	()	男 女	. . (歳)		
	()	男 女	. . (歳)		
	()	男 女	. . (歳)		
	()	男 女	. . (歳)		
かかりつけ医又は病院名			電話		

※援助会員・両方会員

ペットの状況		有（ 犬・猫・鳥・魚・その他： 無					
自家用車の有無		有（ チャイルドシート： 有・無 ） 無					
資格及び免許		看護師・保育士・幼稚園教諭・保健師・ヘルパー・運転免許 その他（ ）					
援助 でき る 内 容 ・ 日 時	内容	1（ 乳幼児・児童 ）の預かり			2 送迎		
	日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
	：	：	：	：	：	：	：
	～	～	～	～	～	～	～
	：	：	：	：	：	：	

※以下は事務局が記入します

会員番号			
入会日	年 月 日	退会日	年 月 日

【講習会・交流会等参加状況】

月 日	講習会・交流会	月 日	講習会・交流会
月 日	講習会・交流会	月 日	講習会・交流会
月 日	講習会・交流会	月 日	講習会・交流会
月 日	講習会・交流会	月 日	講習会・交流会

【特記事項】

--

様式第2号（第7条関係）

（表）

<u>曾於市ファミリー・サポート・センター会員証</u>	
会員番号	<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto;">写真</div>
ふりがな 氏名	
生年月日	
登録年月日	年 月 日
曾於市ファミリー・サポート・センター 住所 印 電話番号	

（裏）

<p>注 意 事 項</p> <ol style="list-style-type: none">1 援助の依頼及び実施は、センターを通して行ってください。2 援助会員は、援助を行ったときはセンターへ報告してください。3 相互援助活動により知り得た個人情報や他人の家庭の事情等は、他に漏らしてはいけません。4 相互援助活動の実施や報酬の授受については、曾於市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱に従って行ってください。5 相互援助活動中に事故等が発生したときは、直ちにセンターへ連絡してください。6 この会員証を紛失したり、又は変更が生じたりしたときは、速やかにセンターへ連絡してください。7 この会員証を他人に貸与したり、又は譲渡したりしないでください。8 退会するときは、必ず会員場をお返しくください。

様式第3号（第9条関係）

曾於市ファミリー・サポート・センター退会届

年 月 日

曾於市長 宛て

曾於市ファミリー・サポート・センターを退会します。

会員種別	依頼会員 ・ 援助会員 ・ 両方会員
会員番号	
会員氏名	
住 所 電話番号	電話
退会理由	

※以下は事務局が記入します

退会日	年 月 日
会員証の返還	有 ・ 無 （ ）
備 考	

様式第5号（第11条関係）

曾於市ファミリー・サポート・センター事前打合わせ書

年 月 日

: ~ :

依頼 会員	会員番号	氏名	住所・電話番号	
			電話：	
援助 会員	会員番号	氏名	住所・電話番号	
			電話：	
子ども 氏名等		男・女	生年 月日	年 月 日（歳）
緊急 連絡 先	氏名	続柄	連絡先	
			電話：	
			電話：	
かかりつけの病院		電話：		
保育 施設 等	名称		住所・電話番号	
			電話：	
	組名：		担任：	その他：
子ども につ いて	アレルギーについて： 無・有 食物アレルギー（ ） その他のアレルギー（ ）			
	平熱：		性格：	
	食事：		おやつ：	
	睡眠：		排泄：	
	好きな遊び：			
	嫌いなこと：			
	気をつけてほしいこと：			
	その他：			
依頼 内容				
その 他 の 確 認 事 項	①活動場所（援助会員宅・依頼会員宅・その他）			
	②現物準備（食事・おやつ・ミルク・その他）			
	③活動予定日時	(/ : ~ :) (/ : ~ :) (/ : ~ :) (/ : ~ :) (/ : ~ :) (/ : ~ :)		

様式第6号（第13条関係）

曾於市ファミリー・サポート・センター援助活動報告書

曾於市長 宛て

次のとおり報告します。

	会員番号		氏名	
援助実施日時				
依頼会員氏名			会員番号	
子どもの名前等	(歳)	性 別	男 ・ 女	
	(歳)	性 別	男 ・ 女	
	(歳)	性 別	男 ・ 女	
援助依頼理由				

【援助活動内容】

時間	活動	援助の内容・子どもの様子
	食事（おやつ）・排泄・睡眠・あそび・送迎 その他（ ）	

【報酬等】

報 酬	円	(内訳) 600円 × 時間 =	円
交通費※	円	(内訳) 37円 × km =	円
その他の実費	円		
合 計	円		

※ 自動車を使用しての送迎は、1 km当たり37円

【活動結果確認】

援助活動の結果を確認し、報酬を支払います。	年 月 日	依頼会員氏名	印
援助活動に対する報酬を受け取りました。	年 月 日	援助会員氏名	印

【備考】

--